

最近7年間の国債整理基金の公債等、借入金償還財源の繰入額、償還額、年度末基金残高、借換額の推移

(単位:億円)

区 分	平成30年度	令和元年度	2	3	4	5 (予定)	6 (予定)
償 還 財 源 繰 入 額 等							
公 債	281,566	284,099	264,672	429,892	350,450	273,617	338,220
(うち復興債償還財源)	(1,319)	(610)	(346)	(13,907)	(2,480)	(3,015)	(1,700)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
一 般 会 計	143,587	143,019	145,888	170,506	163,850	177,613	169,961
特 別 会 計	137,292	140,450	118,280	247,937	186,548	94,859	166,553
(うち復興債償還財源)	(634)	(-)	(-)	(2,460)	(2,431)	(1,878)	(-)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株 式 売 払 収 入	-	-	-	10,867	-	1,057	1,650
(うち復興債償還財源)	(-)	(-)	(-)	(10,867)	(-)	(1,057)	(1,650)
運 用 収 入 等	688	630	504	582	52	88	56
(うち復興債償還財源)	(685)	(610)	(346)	(579)	(50)	(80)	(50)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
借 入 金	416,053	414,575	414,535	415,236	405,153	400,620	402,752
一 般 会 計	3,705	3,562	3,427	3,299	3,196	3,095	2,996
特 別 会 計	412,348	411,013	411,108	411,937	401,957	397,525	399,756
合 計	697,620	698,674	679,207	845,128	755,603	674,237	740,972
一 般 会 計	147,292	146,581	149,316	173,805	167,046	180,708	172,957
特 別 会 計	549,640	551,463	529,388	659,874	588,505	492,384	566,309
株 式 売 払 収 入	-	-	-	10,867	-	1,057	1,650
運 用 収 入 等	688	630	504	582	52	88	56
償 還 額							
公 債	281,581	283,958	264,823	429,762	350,586	273,623	338,214
普 通 国 債	141,068	140,014	142,216	166,617	160,191	173,893	166,392
出 資 国 債	10,239	8,143	9,146	7,721	8,720	3,734	22,569
財 政 投 融 資 特 別 会 計 国 債	128,955	135,190	113,115	241,517	179,194	92,981	147,553
復 興 債	1,319	610	346	13,907	2,480	3,015	1,700
脱 炭 素 成 長 型 経 済 構 造 移 行 債	-	-	-	-	-	-	-
借 入 金	416,053	414,575	414,535	415,236	405,153	400,620	402,752
合 計	697,634	698,533	679,358	844,997	755,739	674,243	740,966
年 度 末 基 金 残 高	30,059	30,200	30,050	30,180	30,044	30,038	30,045
(うち復興債償還財源)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
国 債 借 換 額	1,032,853	1,042,383	1,085,039	1,428,502	1,477,335	1,550,902	1,355,154
(うち復興債借換分)	(27,769)	(30,386)	(26,688)	(26,950)	(37,837)	(32,177)	(31,640)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債借換分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(11,034)	(8,508)

- (注) 1. 株式売払収入は、株式売却経費を控除したものである。
 2. 運用収入等には、配当金収入及び前年度剰余金を含む。
 3. 財政投融资特別会計国債とは、特別会計に関する法律第62条第1項等の規定による国債である。
 4. 復興債とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第69条第1項及び第4項の規定による国債である。
 5. 脱炭素成長型経済構造移行債とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第7条第1項の規定による国債である。
 6. 年度末基金残高には、特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額を含まない。
 7. 単位未満は四捨五入してあるので、合計において合致しない場合もある。